

令和 2 年度事業經過報告

令和 2 年度 愛知会の組織改革について報告

総務担当副会長 岸 田 庄 司

令和 2 年度総会において、理事会毎月開催案を中心とした、全く新しい愛知会意思決定機関へと移行する方向性を事前承認いただいた愛知会の組織改革について、令和 3 年 1 月 5 日の臨時総会にて中間報告をさせていただき、会則及び役員等選任規則の改正もご承認いただき下記事項までが決定していました。

- ・ 理事会を毎月開催し常任理事会を原則**停止**する。(詳細決定済み)
- ・ 支部推薦理事を 11 名に削減する。(詳細決定済み)
- ・ ブロック長を常任理事とする。(詳細決定済み)
- ・ 新たな役職『**部員**』を創設する。(詳細決定済み) →**会則変更**
- ・ **合同部会制**を採用する。(詳細決定済み)

ただし、臨時総会でご承認いただいた会則変更の中で、会議（理事会・総会）の開催方法に関しては、現時点では次期尚早として本日第 2 号議案にて取下げています。詳細については第 2 号議案内にて説明いたします。

臨時総会内で協議中として掲げさせていただいた下記事項についても、決定事項をご報告いたします。

- (1) 委員会または PT 数を増やす。
- (2) 役員報酬を増額する。(役員給与規程の改正)
- (3) 弁償費（旅費及び業務等弁償費規程の改正)
- (4) 役員の育成（方向性の確認)

- (1) 委員会または PT 数を増やす。

令和 2 年度における委員会または PT の数は、実際に稼働していたものが 17 個ありました。詳細は組織図（案）に記載しますが、令和 3 年度では 22 個程度発足する予定となっています。また勉強会についても複数個立ち上げる予定です。

- (2) 役員報酬を増額する。(役員給与規程の改正)

常任理事会及び理事会並びに支部長会議にて協議を重ね、支部別研修会において Zoom による変則型タウンミーティング及び全会員向けのアンケートを実施し、令和 3 年 3 月 24 日（水）の理事会審議を経て、役員給与規程を次のように改正しました。令和 3 年度役員から適用するため本日の総会の日を施行日としています。原則会長以外は増額とし、新たな役員である部員は改正前の理事の給与と同額としました。

役員給与規程新旧対照表

【改正後】 下線は追加・修正する文言

【改正前】 下線は削除する文言

【改正後】	【改正前】																																										
役員給与規程 会則第66条に基づき役員の給与を次のとおり定める。 (役員給与) 第 1 条 会則第 28 条に定める役員について別表により給与を支給する。ただし、専務理事を除く。 2 専務理事については事務職員規程、事務職員給与規程並びに事務職員退職金規程に準じて支給する。 (役員給与の支給日) 第 2 条 役員給与は月額とし、原則として毎月 25 日に支給する。(当月休日又は祝日の場合はその前日) (規程の改廃) 第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。 附 則 この規程は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。 別表 <table><tr><th>役 職 名</th><th>月 額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>会 長</td><td>100,000円</td><td></td></tr><tr><td>副 会 長</td><td>70,000円</td><td></td></tr><tr><td>常任理事</td><td>50,000円</td><td></td></tr><tr><td>理 事</td><td>20,000円</td><td>ブロック長、副部長については10,000円加算</td></tr><tr><td>部 員</td><td>7,500円</td><td></td></tr><tr><td>監 事</td><td>10,000円</td><td></td></tr></table>	役 職 名	月 額	摘 要	会 長	100,000円		副 会 長	70,000円		常任理事	50,000円		理 事	20,000円	ブロック長、副部長については10,000円加算	部 員	7,500円		監 事	10,000円		役員給与規程 会則第66条に基づき役員の給与を次のとおり定める。 第 1 条 会則第 28 条に定める役員について別表により給与を支給する。ただし、専務理事を除く。 2 専務理事については事務職員規程、事務職員給与規程並びに事務職員退職金規程に準じて支給する。 第 2 条 役員給与は月額とし、原則として毎月 25 日に支給する。(当月休日又は祝日の場合はその前日) 別表 <table><tr><th>役 職 名</th><th>月 額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>会 長</td><td>100,000円</td><td></td></tr><tr><td>副 会 長</td><td>52,000円</td><td></td></tr><tr><td>常任理事</td><td>30,000円</td><td></td></tr><tr><td>理 事</td><td>7,500円</td><td>副部長については7,500円加算</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>監 事</td><td>7,500円</td><td></td></tr></table>	役 職 名	月 額	摘 要	会 長	100,000円		副 会 長	52,000円		常任理事	30,000円		理 事	7,500円	副部長については7,500円加算				監 事	7,500円	
役 職 名	月 額	摘 要																																									
会 長	100,000円																																										
副 会 長	70,000円																																										
常任理事	50,000円																																										
理 事	20,000円	ブロック長、副部長については10,000円加算																																									
部 員	7,500円																																										
監 事	10,000円																																										
役 職 名	月 額	摘 要																																									
会 長	100,000円																																										
副 会 長	52,000円																																										
常任理事	30,000円																																										
理 事	7,500円	副部長については7,500円加算																																									
監 事	7,500円																																										

(3) 弁償費（旅費及び業務等弁償費規程の改正）

前記（2）同様協議及びアンケート等の後令和 3 年 3 月 24 日（水）の理事会審議を経て、旅費及び業務等弁償費規程を下記のように改正しました。勉強会等での弁償費の取扱い（第 2 条第 2 項）、在宅勤務での報酬等（第 2 条第 3 項）を新設しましたが、WEB 会議等の取扱いの特記等は見送りました。弁償費の額は当面は修正を加えず 2 時間以内の枠を新設することとしました。

旅費及び業務等弁償費規程新旧対照表

【改正後】 下線は追加・修正する文言

【改正前】 下線は削除する文言

【改正後】	【改正前】
旅費及び業務等弁償費規程 会則第66条に基づき、役員等に対する旅費及び業務等弁償費を次のとおり定める。 （交通費及び宿泊費等） 第 1 条 役員、職員及び愛知県土地家屋調査士会（以下「 <u>本会</u> 」という。）が委嘱した者が、会務のため旅行したときは、別表 1 により交通費を支給しなければならない。宿泊費及び食費については、社会通念上の必要性に応じて支給することができる。 （業務等弁償費） 第 2 条 役員及び本会が委嘱した者が、本会の <u>通知に基づき業務を行</u> ったときは、別表 2 により弁償費を支給する。ただし、専務理事については支給しない。 2 <u>第 1 項の弁償費は、本会が委嘱していない各種委員、受講者等には支給しない。ただし別表 1 の交通費相当は支給することができる。</u> 3 <u>役員及び本会が委嘱した者が、本会の依頼に基づき、自宅又は本会会員事務所等において業務を行い、一定の成果を上げた場合は理事会の決議あるいはその他の規程に基づき弁償費等を支給することができる。</u> （会長依命） 第 3 条 前 2 条を適用する旅行及び業務は会長の命ずるものでなければならない。 （規程に定めなき事項） 第 4 条 この規程に定めのない事項が生じたときは、会長の決するところによる。	旅費及び業務等弁償費規程 会則第66条に基づき、役員等に対する旅費及び業務等弁償費の <u>規定</u> を次のとおり定める。 第 1 条 役員、職員及び愛知県土地家屋調査士会（以下「 <u>本会</u> 」という。）が委嘱した者が、会務のため旅行したときは、別表 1 により交通費を支給しなければならない。宿泊費及び食費については、社会通念上の必要性に応じて支給することができる。 第 2 条 役員及び本会が委嘱した者が、本会の業務を行ったときは、別表 2 により弁償費を支給する。ただし、専務理事については支給しない。 第 3 条 前 2 条を適用する旅行及び業務は会長の命ずるものでなければならない。 第 4 条 この規程に定めのない事項が生じたときは、会長の決するところによる。

<u>(弁償費の打切り)</u> 第 5 条 この規程にかかわらず、弁償費の支給は、その年度の予算内において打切ることができる。 <u>(規程の改廃)</u> 第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。 附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。</u>	第 5 条 この規程にかかわらず、<u>旅費及び業務等</u>弁償費の支給は、その年度の予算内において打切ることができる。 第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。 附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。
---	---

別表 (1) 旅 費

添付省略

別表 (2)

改正前

	摘 要	金 額	
弁 償 費	一 日	10,000 円	4 時間超 8 時間以内
	<u>半 日</u>	6,000 円	4 時間以内
交 通 費		実 費	別表 (1) を準用

注 ① 弁償費については、業務の時間とし、移動の時間は含まない。

改正後

	摘 要	金 額	
弁 償 費	一 日	10,000 円	4 時間超 8 時間以内
	<u>4 時間以内</u>	6,000 円	<u>2 時間超</u> 4 時間以内
	<u>2 時間以内</u>	<u>3,000 円</u>	
交 通 費		実 費	別表 (1) を準用

注 ① 弁償費については、業務の時間とし、移動の時間は含まない。

(4) 役員の育成（方向性の確認）

新たな役員である部員を採用することにより、将来の理事候補者として育成していきます。

役 員	
現 行	改 正 後
会長 1人 副会長 2人以上4人以内 理事 15人以上25人以内 監事 2人以上 理事のうち1名を専務理事とすることができる。 理事のうち3名以内について会長指名(総会にて選任) 6人以内を常任理事とする	会長 1人 副会長 2人以上5人以内 理事 10人以上25人以内 部員 10人以上30人以内 監事 2人以上 理事のうち1名を専務理事とすることができる。 理事のうち3名以内について会長指名(総会にて選任) 8人以内を常任理事とする

組 織	
改正済み	改正案
常任理事会は原則廃止 毎月理事会開催 理事会構成員を減らす 部会を3つの合同部会制にする 役員選挙方法の改正 委員会活動の拡充 勉強会の企画・実施	役員報酬、弁償費の見直し 役員に携わった会員は何かしらの委員会に所属 会議開催方法の検討(メール、テレビ会議等)

理事会構成員 毎月開催 正副会長 5名 + 理事 16名 + 監事 1名 + オブザーバー 2名 計 24名 現行35名から11名減																			
会長					監事 毎月交代にて 理事会出席					監事					オブザーバー出席者 公囑協会 隔月出席 政治連盟 隔月出席 支部長会 年2回出席				
副会長1		副会長2		指名 副会長3		指名 副会長4													
理事1	理事2	理事3	理事4	理事5	理事6	理事7	理事8	理事9	理事10	理事11	指名 理事12	指名 理事13	指名 理事14	理事 ブロック長	理事 ブロック長				
※ 常任理事 5名(各部長) + ブロック長2名 計7名																			

支部長会議 隔月開催			
名古屋東 支部長	名古屋西 支部長	名古屋北 支部長	昭和 支部長
熱田 支部長	一宮 支部長	知多 支部長	
岡崎 支部長	豊田 支部長	東三 支部長	新城 支部長

部 構 成	副会長 1名 筆頭副会長 会長直轄PT担 当 他団体兼任など	総務 財 務 担当副会長 1名 理事 5名 内、部長 2名選任 部員 8名 PTorチームを2つ担当	企画 広 報 担当副会長 1名 理事 3名 内、部長 2名選任 部員 7名 PTorチームを2つ担当	企画 研 修 担当副会長 1名 理事 4名 内、部長 1名選任 副部長 1名選任 部員 7名 PTorチームを2つ担当	西ブロック長 理事として支部から推薦 (名古屋東、西、北、昭和、熱田、一宮、知多支部長 の中から選任)
	常設委員会 弁償費あり 交通費あり 次期役員候補 退任役員	1 綱紀委員会 2 注意勧告理事会 3 紛議調停委員 4 境界問題相談センター 5 災害時対策運営委員 6 事務局運営委員会 7 規則整備委員会	1 測量履歴管理委員会 2 寄附講座運営委員会 3 広報委員会 4 法・調事務打合せ会 5 6 7	1 資料センター運営委員会 2 業務サポートセンター 3 研究所 4 新入会員業務研修委員会 5 支部別研修担当者会議 6 7	東ブロック長 理事として支部から推薦 (岡崎、豊田、東三、新城支部長の中から選任)
	PT・ チ ーム 弁償費あり 交通費あり 次期役員候補 退任役員 自薦	1 被害家屋認定委員会 2 事業開発PT 3 苦情処理委員会 4	1 あいち境界シンポジウムPT 2 所有者不明土地等に関する連携協議会 3 他団体との協議会 4	1 年次研修委員会 2 勉強会運営委員会 3 4	

総 務 部

令和 2 年度事業計画

- 1 事務局の強化
- 2 組織の運営と管理
- 3 被害家屋認定士への支援
- 4 相談及び苦情処理体制
- 5 「委員会等」への支援
- 6 法調事務打合せ会
- 7 隣接団体等との意見交換
- 8 他会との連携
- 9 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 に基づく実態調査の協力
- 10 調査士会館の整備
- 11 その他

令和 2 年度事業経過報告

1 事務局の強化

WEB 環境の充実を見据え、事務局職員のオンラインセミナー参加を支援した。また政府の働き方改革の提言を受け、職員就業規則及び関連諸規則を改正した。事務の合理化・適正化の推進のため、職員の分掌を見直して相互に分担できるように配置を変更した。

2 組織の運営と管理

参集を制限される環境においても、会議や総会、研修を実現するため WEB 技術を活用した WEB 会議システムを導入して環境を整えた。また電磁的方法により総会における議決権行使や、役員選挙における投票を実現するため e 投票システムを導入し、会則及び役員等選任規則の改正案を作成するとともに、令和 3 年 1 月 5 日に臨時総会を開催した。

オンラインストレージサービスを利用し、各部及び各委員会等の連携を行うとともに、各種会議の事前資料と報告書の早期提出を促した。支部長会議に参加し、理事会等の協議事項等の説明と、支部からの要望事項等に対応した。各種会議録の迅速な作成及び情報公開を行った。会員への情報提供手段のメール配信を定着させるとともに動画配信などによる情報伝達の仕組みを試行した。

令和 2 年 9 月 1 日(火)安否確認訓練を実施した。

支部のブロック制の導入により、常任理事会に出席したブロック長を通じて各支部長に情報を伝達し会員への情報伝達の迅速化と合理化を行った。

災害時対策運営委員会において、大規模災害発生時に必要とされる活動、事務等について検討した。会員名簿の発刊及び、IC チップ入りのカードを導入し、会員証の更新手続きを行った。

3 被害家屋認定士への支援

災害対策に係る専門的な知識・技能に関する人材育成の一環として、あいち・なごや強靱化共創センターが主催する住家の被害認定研修基礎編及び応用編の研修会への参加募集を実施した。（緊急事態宣言発出により、研修会は中止となった。）

4 相談及び苦情処理体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月22日から毎週水曜日の相談日は全て電話による相談に切り替えて対応した。

令和2年度の来会者及び電話相談は来会19件、電話相談1,021件、合計1,040件であった。

5 「委員会等」への支援

あいち境界問題相談センター、災害時対策運営委員会に参加、支援した。

6 法・調事務打合せ会

コロナ禍において参集しての打合せ会は実施しなかったが、逐次個別に具体的な打ち合わせを行った。

7 隣接団体等との意見交換

令和2年10月19日(月)に愛知県弁護士会との意見交換会を開催し、あいち境界問題相談センター及び認定調査士の実情並びに両会の協力体制、能力担保研修の課題、筆界特定制度の利用状況等について協議した。

令和2年11月6日(金)に公益社団法人愛知県公嘱嘱託登記土地家屋調査士協会、愛知県土地家屋調査士政治連盟、愛知県土地家屋調査士会との三者会議を開催し、喫緊の課題等についてWEB会議により意見交換を行った。（なお、本日の総会資料においては、三組織の表現を、公嘱協会、政治連盟、本会と省略することといたします。）

8 他会との連携

令和2年12月15日(火)、東京・大阪・愛知三会会長WEB会議に参加し、情報交換を行った。

令和3年2月9日(火)にWEB会議により東海4県調査士会協議会を開催し、情報交換を行った。

9 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力

9月から10月にかけて、令和2年7月分の表示に関する登記申請書類について、本局、各支局及び出張所において、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査を行った。

令和2年7月31日(金)に電話による(調査士の日)全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催した。また、11月9(月)、10(火)、13日(金)法務局主催の電話による無料相談会に参加した。

10 調査士会館の整備

サイバーセキュリティの強化として、UTM（統合脅威管理）を配備した。WEB 会議の定着に備え、システム及び端末機器を導入した。

11 その他

令和 2 年度の事業計画には具体的に記載していなかったが、以下に総務部が行った事業を列記する。

- ・ コロナ禍における会員の状況把握と給付金などの情報発信のためアンケートを実施した。
- ・ 令和 2 年 8 月 1 日施行の調査士法一部改正を待って、規則集を発行した。
- ・ 会員情報管理システム保守会社の TIS(株)との保守契約終了により、日本インフォメーションと新たに保守契約を結んだ。
- ・ 令和 2 年 9 月に多数の報告があったウイルス感染メール Emotet（エモテット）について注意喚起をした。
- ・ 令和 2 年 9 月 10 月に開催した支部委託研修について支援した。
- ・ 賠償責任保険の取扱い代理店を変更した。（詳細については一般社団法人調査士愛知協働会 令和 2 年度事業経過報告において(有)桐栄サービスについて紹介している。）
- ・ 定期便の封筒を OPP 封筒に変更し、送付費用の縮減を図った。
- ・ 令和 3 年 2 月 18 日、選挙管理委員会に協力し、立候補者の所信表明ライブ配信を実施した。
- ・ 令和 3 年 2 月 24 日、Zoom により役員給与規程の改正旅費及び業務等弁償費規程の改正について意見交換を行った。後日、アンケートも実施した。

災害時対策運営委員会

令和 2 年度事業経過報告

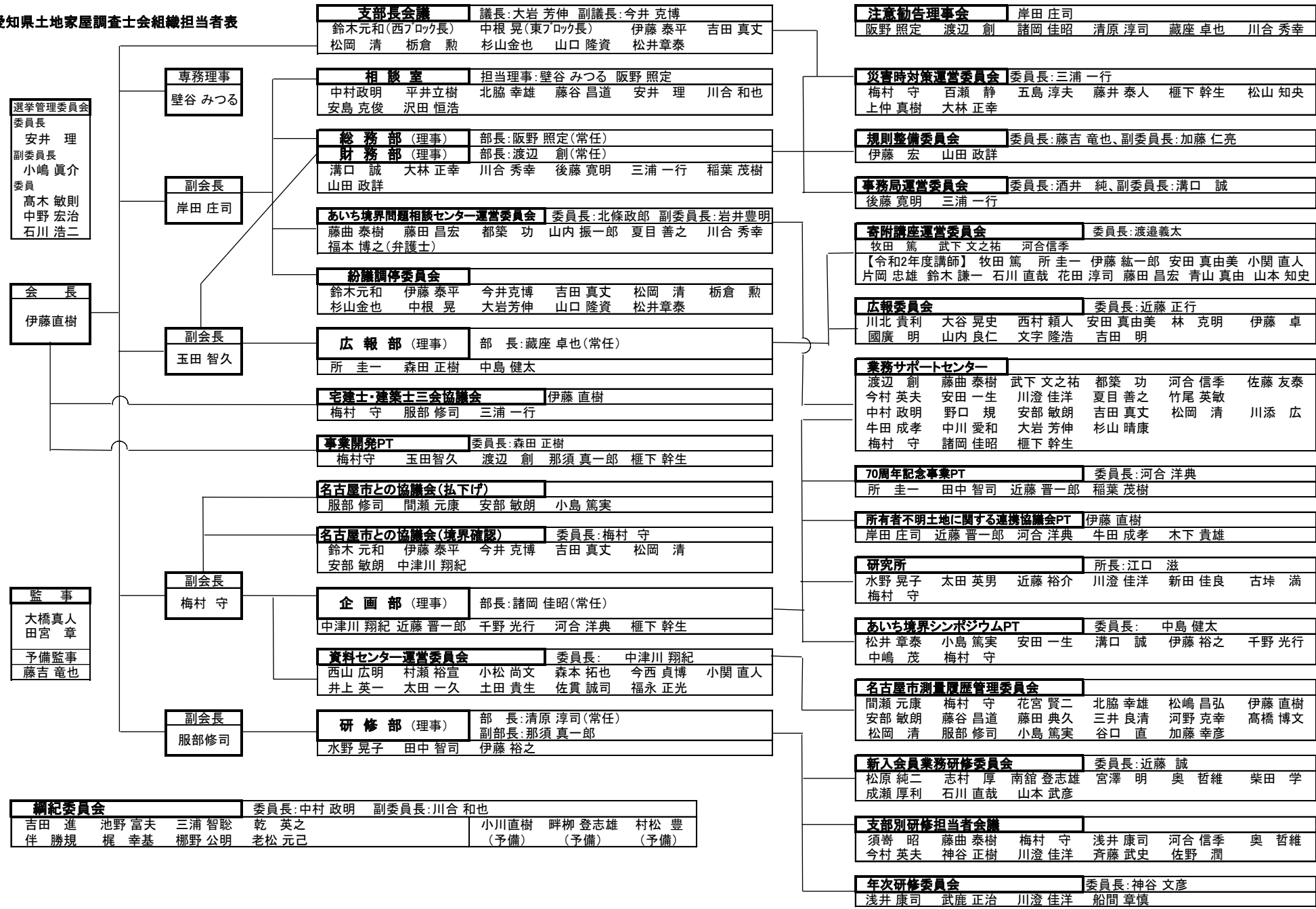
- 1 令和 2 年 5 月 29 日（金）、愛知県内 54 市町村と「災害時における家屋被害認定業務に関する協定」を締結した。（書面による）
- 2 令和 2 年 11 月 17 日（火）、日本土地家屋調査士会連合会主催の「土地家屋調査士が行う災害に係る住家の被害認定調査等への取組に関する打合せ（電子会議）」に参加した。
- 3 令和 3 年 1 月 26 日（火）、豊橋市主催の「災害時における相談業務等に関する協定」における第 1 回連絡協議会（電子会議）に参加した。

●令和２年度 来会者及び電話相談集計表

	令和２年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1. 来会相談	(月別)	3	0	1	3	2	1	3	3	3	0	0	0	19
2. 相談数	(月別)	66	59	89	78	64	83	86	77	54	64	90	83	893
3. 性別	男	48	29	48	43	38	45	44	47	25	30	45	43	485
	女	18	30	41	35	26	38	42	30	29	34	45	40	408
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	66	59	89	78	64	83	86	77	54	64	90	83	893
4. 住所	愛知県	62	55	85	78	59	77	75	76	50	61	84	79	841
	愛知県以外(不明を含む)	4	4	4	0	5	6	11	1	4	3	6	4	52
	小 計	66	59	89	78	64	83	86	77	54	64	90	83	893
5. 媒体	H P	17	22	36	20	16	18	24	20	12	20	25	26	256
	法務局	5	7	6	3	10	12	7	12	3	6	16	8	95
	法テラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
	調査士	4	1	5	9	4	3	10	9	5	6	6	7	69
	司法書士	1	0	1	0	0	5	3	1	0	2	2	1	16
	弁護士	1	1	1	5	2	1	5	3	7	3	3	2	34
	市町村	6	6	7	15	2	5	9	4	10	8	4	4	80
	新聞	6	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	10
	その他(不明を含む)	26	21	33	26	30	36	28	28	17	18	34	32	329
	小 計	66	59	89	78	64	83	86	77	54	64	90	83	893
6. 相談内容	Q1 不動産登記手続全般	3	2	6	1	4	1	3	2	1	2	4	6	35
	Q2 調査士紹介希望	6	4	3	2	6	4	3	5	4	3	9	3	52
	Q3 相談センター	1	4	3	1	2	2	5	5	1	1	0	0	25
	Q4 調査士に関する苦情	2	1	5	1	0	2	2	2	0	0	2	4	21
	Q5 隣接地測量問題	8	6	7	8	4	3	6	6	7	5	13	6	79
	Q6 境界線トラブル	3	5	11	12	3	9	6	5	5	6	6	8	79
	Q7 筆界問題	6	4	6	7	6	8	6	10	2	3	4	4	66
	Q8 越境問題	2	3	3	5	0	3	5	3	1	5	3	12	45
	Q9 境界に係る実体法上判断	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	Q10 他士業の業務範囲	1	4	0	1	0	2	0	3	3	1	3	4	22
	Q11 その他	48	40	56	55	43	54	64	54	41	41	62	38	596
	小 計	80	73	101	93	68	88	100	95	65	67	106	85	1021
7. 応答内容	A1 簡単な業務説明	11	10	23	12	10	14	14	19	10	16	27	18	184
	A2 相談日予約	4	11	10	16	10	9	16	6	10	15	8	15	130
	A3 相談センター申立予約	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	6
	A4 苦情問題として聴取	1	0	2	0	0	1	1	2	0	0	1	1	9
	A5 調査士紹介	10	5	7	5	6	8	8	8	3	7	17	9	93
	A6 弁護士紹介	1	0	3	0	1	4	1	1	3	1	2	6	23
	A7 他士業団体紹介	1	4	0	1	0	2	0	3	2	3	4	1	21
	A8 行政機関紹介	4	0	0	3	0	4	2	2	0	0	4	2	21
	A9 その他	56	48	69	61	46	63	66	64	44	35	55	35	642
	小 計	88	79	115	98	73	105	109	106	72	78	118	88	1129

令和2年度

愛知県土地家屋調査士会組織担当者表



財 務 部

令和2年度事業計画

(経理関係)

- 1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討
- 2 収支及び資産状況の把握と管理
- 3 会計規程の厳守
- 4 会費納入の管理
- 5 大規模災害への備え

(福利厚生関係)

- 6 各種同好会・親睦事業への助成協力
- 7 福利厚生
- 8 保険・年金への加入促進

令和2年度事業経過報告

(経理関係)

1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討

- (1) 財政基盤の健全化及び組織形態の検討のため、組織検討の協議を行った。
- (2) 役員給与規程・旅費及び業務等弁償費規程の改正を行った。
- (3) コロナ禍におけるアンケートを実施し、会費の一時的一律減額の検討を行った。
- (4) 一般社団法人調査士愛知協働会へ資料センター資料等開示の委託を行った。
- (5) 支部組織について、経理関係を主とした検討資料を作成、協議を行った。

2 収支及び資産状況の把握と管理

- (1) 毎月の細小科目別の収支管理を行い、各部へ執行管理情報を提供した。
- (2) 戸籍謄本等職務上請求書の在庫管理及び販売管理の照合を行った。
- (3) 監事による監査会を本会顧問公認会計士の立会いのもと実施した。
- (4) 顧問公認会計士と協議を行い、財政基盤の健全化を検討した。
- (5) ホームページに財務諸表を公開した。

3 会計規程の厳守

会計規程を遵守し、適切に執行した。

4 会費納入の管理

- (1) 会費に関して必要な規則等の整備を検討し、会員に必要な情報を通知、周知に努めた。
- (2) 適正な会費納入を促し、未納会員の調査を実施した。
- (3) 会費徴収管理調書に基づき、会費納入管理を行った。

- (4) 会費関係、年計表等を集計しデータベース化するエクセルマクロのプログラムを使用し効率化を図った。

5 大規模災害への備え

- (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用物資を点検した。
- (2) 連合会「大規模災害共済基金」へ10万円の寄附を行った。

(福利厚生関係)

6 各種同好会・親睦事業への助成協力

各種同好会への助成協力を行った。支部対抗ソフトボール大会への助成協力については、大会中止に伴い、助成を見送った。

7 福利厚生

- (1) 慶弔規程等について検討を行った。
- (2) 会員へ健康診断を奨励し、申請者には助成金を給付した。事務職員の健康診断を行った。
- (3) 慶弔規程により対象者へ慶弔慰金・見舞金を給付した。
- (4) 突発災害の被害者への即時対応ができるよう心掛けた。

8 保険・年金への加入促進

損害賠償保険、傷害保険及び全国国民年金基金土地家屋調査士支部の加入促進に努めた。

諸給付金の給付状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

給付事由	人数	給付額
慶 祝 金	51	1,136,000
弔 慰 金	21	1,019,300
見 舞 金	13	650,000
助 成 金	83	404,485
合 計	168	3,209,785

企 画 部

令和 2 年度事業計画

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等
- 2 資料センターの運用
- 3 筆界特定制度への対応
- 4 業務サポートセンター
- 5 愛知会による土地家屋調査士法制定 70 周年記念事業
- 6 その他

令和 2 年度事業経過報告

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 研究所が行う調査士業務に関する調査・研究に協力した。
- (2) 不動産登記規則 93 条ただし書不動産調査報告書作成ソフトについて会員からの問い合わせに対応した。
- (3) 第 2 回定例研修会の企画立案を行った。

2 資料センターの運用

資料センター運営委員会に参加し、協力を行った。

3 筆界特定制度への対応

- (1) 令和 3 年 2 月 18 日(木)筆界調査委員の能力担保研修会を開催した。
- (2) 令和 3 年度開催予定の筆界特定に関連する研修会について企画立案を行った。
- (3) 筆界特定制度の利用状況に係るアンケートを会員に行った。

4 業務サポートセンター

体制強化のため相談員を 10 名増員し、業務サポートセンター規則を改正した。
58 件受付け相談に対応した。(表 1)

5 愛知会による土地家屋調査士法制定 70 周年記念事業

国土交通省による地域福利増進事業に取り組み、3 か所の候補地をあげることができたが、選定のための市町への事前調査を行った結果、固定資産課税台帳に納税義務者が記録されていない土地を 1 か所特定した。

令和 3 年度には愛知県の裁定申請を受け、所有者不明土地の有効利用として、地域のためのポケットパーク設置等まで進めていきたい。

6 その他

- (1) 令和 2 年 11 月 16 日(月)名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課と協議会を

行った。

- (2) 令和3年2月5日（金）ウインクあいち大ホールにおいて、第21回あいち境界シンポジウム「地籍調査の可能性」を会場はそのまま利用して収録を行った。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出中であったため、参集でのシンポジウム開催は中止とし、後日、録画映像を限定で配信した。第1部基調講演は東京において録画し、第2部パネルディスカッションはウインクあいち大ホールにおいて、パネリストに登壇いただき、動画撮影を行った。動画は字幕を挿入し、分かりやすいように編集し、当会のホームページに期間限定で掲載した。また会員、自治体担当職員、地方議員に限定配信の案内を行った。

第1部 基調講演「国土調査法等の改正及び第7次十箇年計画の策定について」

国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課 企画専門官 渡部金一郎氏

第2部 パネルディスカッション「さあ始めよう！市街地の地籍調査」

パネリスト

国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課 企画専門官 渡部金一郎氏

名古屋法務局民事行政部 不動産登記部門統括登記官 権代宏之氏

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 課長補佐国土調査・計画グループ

鈴木系一氏

碧南市建設部土木港湾課管理係 係長 横森雅幸氏

- (3) 令和2年7月10日（金）市町村空き家対策担当者連絡会議に出席した。
- (4) 名古屋市内における測量履歴の収集を行い、平成21年度から24年度、平成30年度及び令和元年度の測量履歴を新たに当会ホームページ上において公開し、照会願を300件受付けた。（表2）
- (5) 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会の協力会員として、静岡会、三重会、岐阜会、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協働して情報交換を行った。
- 令和2年5月28日（木）から6月3日（水）メール会議において、令和2年度通常総会に出席した。
- 令和2年6月4日（木）国土交通省中部地方整備局との事務打合せ会に出席した。
- 令和2年9月16日（水）三重県庁で開催された「令和2年度所有者不明土地に関する講習会」に伊藤直樹会長が講師として出席した。
- 令和2年11月12日（木）所有者不明土地問題対策に関する講演会に出席した。

令和2年度業務サポートセンターの受付状況

(表1)

No.	相談者		相談事項	業務サポートセンター 担当相談員
	支部	業歴		
1	熱田	30年以上	3. その他の業務等 区分建物の専有部分内にあるP S（パイプスペース）を 専有部分の床面積に算入すべきか否かについて	河合 信季
2	名古屋北	20～30年	2. 登記申請業務等 不在者財産管理人が選任されている所有者の建物を表題 登記するにつき、その添付情報と申請書書式について	武下 文之祐
3	名古屋北	10～20年	2. 登記申請業務等 残地求積による、土地分筆登記の申請の可否	武下 文之祐
4	岡崎	5～10年	2. 登記申請業務等 印鑑証明書の原本還付の有無について	壁谷専務理事
5	一宮	30年以上	1. 土地に関する調査・測量業務 立会確認書への署名者、署名拒否等に関する事 2. 登記申請業務等 土地に関する変則型登記申請に関する事	佐藤 友泰
6	名古屋西	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他（隣地地主から「仮測図」の提示を求められて 困っている）	藤曲 泰樹
7	昭和	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事	都築 功
8	昭和	10～20年	2. 登記申請業務等 その他（表題登記添付書類について）	都築 功
9	名古屋北	10～20年	2. 登記申請業務等 合筆後に申請する地積更正登記に添付する地積測量図に つき、異なる土地家屋調査士が作成した確定測量図が存 する場合の扱いについて	武下 文之祐
10	岡崎	5～10年	1. 土地に関する調査・測量業務 立会確認書への署名者、署名拒否等に関する事	安田 一生
11	知多	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他（隣地の測量拒否について）	夏目 善之
12	豊田	30年以上	2. 登記申請業務等 建物敷地の合筆により、敷地上の複数の既登記建物につ いて変更等必要性が生じたため、その変更についての申 請又は申出について	川澄 佳洋
13	名古屋北	0～5年	2. 登記申請業務等 建物滅失登記の申出に添付する上申書について	武下 文之祐
14	名古屋北	0～5年	2. 登記申請業務等 その他（調査士報告方式における所有権証明情報の取り 扱いについて）	諸岡 佳昭
15	名古屋北	0～5年	2. 登記申請業務等 その他（既締結の筆界確認書の勘案方法について）	武下 文之祐

No.	相談者		相談事項	業務サポートセンター 担当相談員
	支部	業歴		
16	名古屋西	30年以上	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関すること	藤曲 泰樹 梅村 守
17	名古屋北	10～20年	2. 登記申請業務等 その他（分筆登記申請人からの署名・捺印について）	武下 文之祐
18	岡崎	20～30年	3. その他の業務等 建物の構造について	安田 一生
19	名古屋北	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他（東海財務局との官民立会について）	武下 文之祐
20	名古屋北	5～10年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他（隣接地所有者の探索方法について）	諸岡 佳昭
21	岡崎	10～20年	2. 登記申請業務等 仮換地中の土地についての地目変更登記	安田 一生
22	名古屋西	30年以上	2. 登記申請業務等 その他（土地分筆に伴う地役権証明、地役権図面作成要領） 分筆時の地役権の処理方法の確認	藤曲 泰樹
23	岡崎	30年以上	2. 登記申請業務等 建物合体登記申請書の記載について	安田 一生
24	名古屋東	10～20年	2. 登記申請業務等 残地求積、点間距離等省略による分筆登記の事例	渡辺 創
25	名古屋東	10～20年	2. 登記申請業務等 土地に関する変則型登記申請に関すること 官民の隣地立会は省略で分筆登記申請が行えるものかどうか	川澄 佳洋
26	熱田	0～5年	2. 登記申請業務等 委任状受任者欄への調査法人の記載について	河合 信季
27	名古屋東	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 H20年分筆時の境界線と隣地の主張が相違する	藤曲 泰樹
28	名古屋東	20～30年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他（一部地目変更、分筆について）	渡辺 創
29	名古屋東	20～30年	2. 登記申請業務等 その他	中村 政明
30	熱田	10～20年	2. 登記申請業務等 分筆登記申請をする際に、地図訂正を必要とするか	松岡 清
31	豊田	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 相続人は時効完成後の第三者として、越境部分の所有権を主張できるのか	川澄 佳洋
32	名古屋北	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他	武下 文之祐
33	岡崎	30年以上	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関すること、その他（過去の地積更正登記、分筆登記の是正の方法）	中川 愛和 梅村 守

No.	相談者		相談事項	業務サポートセンター 担当相談員
	支部	業歴		
34	名古屋東	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事	渡辺 創
35	名古屋東	10～20年	2. 登記申請業務等 換地処分の終了した土地の分筆について、隣接土地所有者の立会い確認の省略について	中村 政明
36	昭和	30年以上	1. 土地に関する調査・測量業務 その他(境界杭に関する事項)	中村 政明
37	昭和	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事	松岡 清
38	名古屋東	5～10年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事	渡辺 創
39	名古屋西	5～10年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事、その他(確定測量の成果に疑義がある)	藤曲 泰樹
40	名古屋北	10～20年	2. 登記申請業務等 名古屋市道との筆界が曲線である土地の分筆登記申請について	安部 敏朗
41	名古屋東	20～30年	1. 土地に関する調査・測量業務 既提出地積測量図に対し、現地に境界杭が公差を超えて設置されているため、地積測量図訂正、地積更正を経て分筆登記申請を行いたい	大岩 芳伸
42	岡崎	0～5年	2. 登記申請業務等 土地に関する変則型登記申請に関する事	安田 一生
43	名古屋東	10～20年	2. 登記申請業務等 土地に関する変則型登記申請に関する事	武下 文之祐
44	昭和	0～5年	2. 登記申請業務等 その他(隣地所有が行方不明の場合の地積更正登記申請について)	都築 功
45	昭和	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 筆界の認定について	吉田 真丈
46	岡崎	10～20年	2. 登記申請業務等 保佐人から申請する 土地地積更正登記の様式	中川 愛和
47	一宮	30年以上	1. 土地に関する調査・測量業務 筆会確認書への署名者、署名拒否等に関する事	佐藤 友泰
48	名古屋東	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事	中村 政明
49	名古屋北	10～20年	1. 土地に関する調査・測量業務 境界の位置の認定に関する事	武下 文之祐
50	名古屋北	0～5年	2. 登記申請業務等 その他(土地地目変更登記にかかる地積記載について)	安部 敏朗
51	一宮	10～20年	2. 登記申請業務等 その他(土地分登記申請の可否について)	川添 広

No.	相談者		相談事項	業務サポートセンター 担当相談員
	支部	業歴		
52	岡崎	0～5年	2. 登記申請業務等 その他（地図訂正について）	安田 一生
53	名古屋東	10～20年	2. 登記申請業務等 土地に関する変則型登記申請に関する事	渡辺 創
54	名古屋東	0～5年	2. 登記申請業務等 その他（宅地・田→境内地の地目変更登記について）	中村 政明
55	名古屋北	30年以上	2. 登記申請業務等 その他（建物所在、表示変更登記方法について）	安部 敏朗
56	岡崎	20～30年	2. 登記申請業務等 土地に関する変則型登記申請に関する事	中川 愛和
57	一宮	30年以上	2. 登記申請業務等 その他（信託登記されている建物の所在変更登記について）	佐藤 友泰
58	一宮	0～5年	1. 土地に関する調査・測量業務 その他（基準点測量について）	吉田 真丈

相談事項項目

1 土地に関する調査・測量業務

- ・境界の位置の認定に関する事
- ・境界確認の立会に関する事
- ・確認された筆界への境界標設置に関する事
- ・越境物等に関する事
- ・調査・測量拒否・妨害に関する事
- ・立会確認書への署名者、署名拒否等に関する事
- ・その他

2 登記申請業務等

- ・土地に関する変則型登記申請に関する事
- ・筆界特定申請の代理に関する事
- ・相談センターへの申立（代理人・補佐人）に関する事
- ・その他

3 その他の業務等

令和2年度名古屋市内の測量履歴の照会状況

(表2)

No.	区	照会依頼件数	名古屋市測量履歴 管理委員会担当委員
1	中 区	9	伊藤 直樹
2	守山区	24	梅村 守
3	東 区	6	間瀬 元康
4	名東区	14	花宮 賢二
5	西 区	18	北脇 幸雄
6	中村区	27	松嶋 昌弘
7	北 区	36	安部 敏朗
8	千種区	17	藤谷 昌道
9	昭和区	15	藤田 典久 加藤 幸彦
10	瑞穂区	13	三井 良清
11	天白区	27	河野 克幸
12	熱田区	5	高橋 博文
13	中川区	43	松岡 清
14	緑 区	14	服部 修司
15	港 区	14	小島 篤実
16	南 区	18	谷口 直
合 計		300	

研 究 所

令和 2 年度事業経過報告

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する調査・研究

- (1) 調査士業務の実状と将来業務に関する調査・研究を行う。
- (2) 不動産の表示に関する登記及び測量技術の調査・研究を行う。
- (3) 筆界を導くための手法とともに、実務に役立つ書籍を編纂する。
- (4) 研究成果を取りまとめ、会員へ発信する。

2 グループ研究

- (1) 調査士の附帯関連業務から、調査士が将来にわたって行うべき業務を検討する。
- (2) 地積測量図や測量成果の取扱い等に関する調査・研究を行う。
- (3) 調査測量作業マニュアルについて、現在の測量事情に則した形に見直しをする。
- (4) 越境状態の取り扱いについて、調査・研究のとりまとめを行う。

調査士法第 1 条の使命規程が定められたことにより、研究所の議論は以下の結果となりいずれも結論を得ていないが、そもそも結論が出せることなのかも含め、令和 3 年度には研究所としても見解をまとめたい。

(1) <越境物の確認と合意書について>

境界確定業務の延長線上に、現地を安定させるための役割の一つとして「越境物の確認合意書」の作成がある。議論は以下ようになった。

- ① 越境物は目に見える範囲だけでなく、地下にある越境物が後日問題として出てくる場合も多い。そこで境界確認のための「掘削権」についても民法において何らか明記されることを願いたい。（なお、令和 3 年 4 月 1 日の衆議院本会議において（隣地の使用請求）第 209 条は下記のとおり可決され、改正される見込みとなっている。）

◇（隣地使用権）

民法第 209 条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その住居者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

ア 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕

イ 境界標の調査又は境界に関する測量

ウ 2 ③の規律による枝の切取り

- ② ①の場合には、使用の目的、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（③及び④において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

③ ①の規律により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

④ ①の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

② 解決策を提案するとしても、土地家屋調査士はあくまで登記を前提として話をすべきである。

③ 「合意書」を作成するとしても、本来の業務ではなく、たとえ作成の既成事実を積み上げたところで専権業務としての立法事実とはならないと考える。

④ 施行規則第 29 条 5 号の附帯関連業務として越境物の合意書作成については「越境物の現況図面」の作成までにとどめるべきであり、それ以上の関わりはリスクを伴うことになる。

以上のことについての更なる議論の報告については、研究所グループ 1 による研究報告「越境物確認書の研究」としてホームページに掲載しているのでご確認いただきたい。

(2) <測量技術の調査・研究に対する意見>

ここではグループ 2、3 の研究成果として

①誤差と一点一成果の考え方

②曲線筆界と可視化の考え方

③地積測量図の表現

と題して意見が提出され、特に土地家屋調査士の「命題」とする①の成果については、別途「誤差と一点一成果の考え方」として具体的な検証がされ、さらに解説が加えられ報告されている。これもホームページにおいて確認していただくことになるが、今後、全国会員の必見たりえるものとする。

(3) 愛知会版「調査測量作業マニュアル」の見直しと発刊については、連合会の「調査・測量実施要領」が改訂されていることから、その内容を確認しての発刊を予定していたところ、ようやく連合会から発刊（法務省認可）されることとなった。

(令和 3 年 3 月末に連合会版「土地家屋調査士業務取扱要領」が会員へ配布されている。)

(4) その他として、令和元年度の「調査士業務の実状と将来業務に関する意識調査」をふまえ、さらに、「調査士業務のあるべき姿、そして達成感と幸福」へと進展した議論がされた（一つのまとめとしてホームページに掲載）。このテーマは特に資格士業の根幹をなす見識であり、存続、そして未来へ進むための精神的支柱ともなり得る。

研 修 部

令和 2 年度事業計画

- 1 研修内容
- 2 定例研修
- 3 新入会員業務研修
- 4 年次研修
- 5 入会時研修
- 6 支部別研修担当者会議
- 7 研究所特別研修
- 8 愛知会独自の単位公開検討
- 9 その他

令和 2 年度事業経過報告

1 研修内容

下記定例研修会、新入会員業務研修会、年次研修、入会時研修の内容にて実施した。

2 定例研修

(1) 第 1 回定例研修会

実施方法：事前に録画した動画を YouTube で限定配信することによる研修

配信日時：令和 2 年 6 月 10 日（水）午後 2 時 ～ 6 月 21 日（日）午後 12 時
（随時受講可） 視聴者数：740 名（延べ視聴者数の可能性あり。）

内容：第 1 部 法改正解説

- ・ 8 月の改正土地家屋調査士法施行について
- ・ 土地基本法改正
- ・ 不動産登記規則、事務取扱準則等改正

第 2 部 戸籍謄本等職務上請求書の記載例について

講師 愛知県土地家屋調査士会 伊藤直樹 会長

※YouTube を見るできなかった会員へのビデオ研修

日時：令和 2 年 6 月 24 日（水） 午後 2 時から午後 4 時 30 分

場所：本会会議室にてプロジェクターに投影 受講者 4 名

(2) 第 2 回定例研修会

開催日：令和 2 年 10 月 16 日（金）

開催場所：名古屋市公会堂 4 階ホール

出席者：会員 158 名、補助者 2 名、合計 160 名

内容：第 1 部「筆界特定室からみた日常業務で役立つ筆界論について」

講師 名古屋法務局民事行政部不動産登記部門

総括表示登記専門官 加藤一途氏

第2部 「法務局職員、筆界調査委員、申請代理人による事例を用いた意見交換」

(3) 第3回定例研修会

実施方法：事前に録画した動画をYouTubeで限定配信することによる研修

配信日時：令和3年2月10日（水）午後2時～3月14日（日）午後12時
（随時受講可） 視聴者数：354名（延べ視聴者数の可能性あり。）

内容：

第1部「UAV（ドローン）、3Dスキャナーを使用した最新3D測量について」
～世界測地系の3D点群データを駆使して新たな価値の創造を！～

講師 名古屋北支部 藤田昌宏 会員

第2部「失敗に対する反省」

講師 愛知県土地家屋調査士会 伊藤直樹 会長

※YouTubeを見ることができなかった会員へのビデオ研修

日時：令和3年5月開催予定

場所：本会会議室にてプロジェクターに投影

3 新入会員業務研修会

(1) 当初予定日程の変更

新型コロナウイルス感染予防の観点から冬の開催を避け、当初予定の令和3年2月実施から、令和3年4月実施に変更した。

また、令和元年度は3日間だった日程を、令和2年度は2日間とし、講義の一部を、WEBで視聴してもらうように変更した。

(2) 講義の録画・配信

一部講義を録画・編集し、令和3年3月に受講者限定にてYouTubeで配信した。受講者には研修会が始まるまでにその受講を義務付け、受講を確認するため、受講者にはレポートの提出を求めた。

(3) 開催日：令和3年4月9日（金）～4月10日（土）

開催場所：KKRホテル名古屋

受講者：本会34名

YouTube配信以外の講義を、福井会2名、富山会1名受講した。

4 年次研修

(1) 開催趣旨

土地家屋調査士としての専門家責任・職業倫理の更なる向上を図ることを目的に、全会員を対象に、定期的、継続的に実施するものとし、令和2年度より開始した。

(2) 研修規則と実施要領

研修を実施するための関連諸規則、研修遅刻者や研修不参加者に対する指導要領等を作成した。

(3) 対象会員

令和２年度で入会から３年目である平成３０年度入会者と、平成３０年度から５年ごとにさかのぼった年次(平成２５年度、２０年度、１５年度・・・)入会者を令和２年度の対象会員とする。令和３年度以降は、令和２年度対象者の１年後の入会者(平成３１年度、平成２６年度、平成２１年度、平成１６年度・・・の入会会員)を対象会員とし、以後、同様に繰り返す。会員は５年に一度受講することになる。

(4) 開催日時と開催場所

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、３日間に分けて実施した

開催日 令和２年１１月５日(木) 受講者 66名

開催日 令和２年１１月１２日(木) 受講者 65名

開催日 令和３年３月２０日(土) 受講者 61名

開催場所 ウィンクあいち 会議室

5 入会時研修の実施

愛知県土地家屋調査士会に入会した直後の会員を対象に随時開催した。令和２年度は、令和２年５月８日(金)7名、令和２年５月２７日(水)12名、令和２年１２月１６日(水)8名の計３回行った。例年は、本会会議室へ出席していただく形式の研修だったが、令和２年度は感染症拡大防止のために、原則としてZoomを利用したWEB講義とし、通信手段等の事情でWEB講義を受講できない会員のみ、本会会議室で受講していただいた。令和２年度受講者２７名のうち、WEB講義を受講できなかった会員は３名であった。

6 支部別研修担当者会議

令和２年７月２日(木) Zoomを利用したWEB会議の方法で実施し、本会の研修予定の伝達及び支部の意見交換を行った。

支部委託研修会は、伊藤会長を講師に迎え、「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」をテーマとし、令和２年度定時総会第６号議案として審議された「本会の組織改革」について、具体的な内容解説及び会員との意見交換等をタウンミーティングの形式で実施した。

会場を５会場、日程をそれぞれ５回に分け、会員は原則としてZoomによる参加、密集しないように配慮して、会場による参加も可とした。各日程では、WEB環境が整っていない会員のために、本会会議室をサテライト会場とし、リアルタイムで離れた場所で開催される研修に参加できるという方法を用いて実施した。

残念ながら、WEBによる参加者数を正確に把握する手段が無いため、正確な参加者数は不明である。今後の課題としたい。

7 研究所特別研修

特別研修実施に至らなかった。引き続き、研究所協議内容を把握し、連携していく。

8 愛知会独自の単位公開検討

会員証に内蔵されたICチップを利用し、定例研修会や年次研修における入退室管理の把握を試みたが、不慣れなこともあり正確な把握について、何点かの問題点があ

った。ただし、人的な部分で注意すれば、かなり正確な把握が可能であると思われるので、そのための方法を検討し、確立していきたい。

適正な単位公開に当たっては各会員への同意・不同意の確認作業に加え、上記問題を解消した上での、出席者の正確な入退場管理、事務局の負担増、人件費やソフト等を導入した際の財政事情を考慮し、費用対効果の最もよい方法を継続協議することとした。

9 その他

(1) 支部研修会について

各支部より報告があった研修会は、別表のとおり。

(2) 中部ブロック新人研修会への協力

令和元年度は、KKR ホテル名古屋及び幅下公園において、本会の新入会員業務研修会との共同開催の形で中部ブロック新人研修会を開催し、研修部が担当役員として参加したが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況の影響から年度内に実施できなかった。前記 3 において報告したとおり、令和 3 年 4 月実施の研修を中部ブロックに呼びかける格好で実施した。

(3) 第 15 回土地家屋調査士特別研修(ADR 認定調査士)

本会の受講者は 3 名、実施経過は次のとおり。

ア 基礎研修(会場・本会会議室) 研修部員による運営協力

実施日 令和 2 年 7 月 10 日(金)～7 月 12 日(日)

イ グループ研修

実施日 令和 2 年 7 月 13 日(月)～8 月 20 日(木)

ウ 集合研修(会場・本会会議室) 研修部員による運営協力

実施日 令和 2 年 8 月 21 日(金)、8 月 22 日(土)

エ 総合講義(会場・本会会議室) 研修部員による運営協力

実施日 令和 2 年 8 月 23 日(日)

オ 考査(大阪・新大阪丸ビル別館)

実施日 令和 2 年 9 月 12 日(土)

(4) 集合型の定例研修会において補助者出席を可とした。

(5) 講師の了解を得られた分について、定例研修会の映像を記録し保管した。

(6) 令和 3 年 3 月 27 日(土)東海工業専門学校金山校において中部ブロック主催「測量実務研修会(初級編・中級編)」を開催した。

令和2年度支部研修会開催一覧

支部	開催日	内容(講師)
名古屋東	令和2年10月2日(金)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)
名古屋西	令和2年10月6日(火)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)
名古屋北	令和2年10月20日(火)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)
昭和	令和2年10月15日(木)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)
熱田	令和2年9月25日(金)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)
一宮	令和2年10月2日(金)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)
知多	令和2年9月11日(金)	支部役員研修会 「Zoom はじめての練習、Zoom はじめてのホスト練習」講師 水谷禎子
	令和2年9月29日(火)	支部研修会 「Zoom はじめての練習」講師 水谷禎子 「調査士報告方式によるオンライン申請」講師 A.C.B (あいち調査士勉強会)
	令和2年10月6日(火)	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 (伊藤直樹会長)

岡崎	令和2年10月15日（木）	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 （伊藤直樹会長）
	令和3年3月5日（金） ～ 令和3年3月19日（金）	支部研修会（YouTube 配信） 第一部「経験談から学ぶ日常業務に関する困りごとの対応について」 （清水誠一会員、松井孝王会員、尾上立志会員、神谷正文会員） 第二部「調査士報告方式の解説」（清水孝利会員）
豊田	令和2年10月20日（火）	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 （伊藤直樹会長）
東三	令和2年9月25日（金）	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 （伊藤直樹会長）
	令和3年3月12日（金）	支部研修会（Zoom 開催） 「東三河の各市の官民境界立会取扱変更等について」 （豊橋市役所土木管理課調査グループ主査・杉本浩一氏、豊川市役所道路河川管理課管理係・小山佳希氏、東三支部企画部部長・斉藤武史会員）
新城	令和2年9月25日（金）	支部委託研修 「本会の組織改革について」「コロナ禍の対応について」「災害時家屋被害認定について」 （伊藤直樹会長）
	令和3年3月12日（金）	支部研修会（Zoom 開催） 「東三河の各市の官民境界立会取扱変更等について」 （豊橋市役所土木管理課調査グループ主査・杉本浩一氏、豊川市役所道路河川管理課管理係・小山佳希氏、東三支部企画部部長・斉藤武史会員）

広 報 部

令和 2 年度事業計画

- 1 会員向け情報伝達
- 2 外部向け情報伝達(制度広報)
- 3 寄附講座運営委員会
- 4 学生層への資格制度広報
- 5 名古屋自由業団体連絡協議会
- 6 その他

令和 2 年度事業経過報告

1 会員向け情報伝達

- (1) 会報「会務通信」の発信

会務通信については、WEB 版で毎月発信し、令和 2 年度は 13 回発信した。また、紙版を希望する会員に継続して有償頒布を行った。理事会報告、各部会報告、研修会報告等の情報に加え広報委員会の取材記事の連載を行った。

会務通信	発行日	編集担当
① 5 月号 No. 299	4 月 27 日	伊藤 卓
② 6 月号 No. 300	5 月 25 日	文字隆浩
③ 7 月号 No. 301	6 月 25 日	吉田 明
④ 8 月号 No. 302	7 月 27 日	川北貴利
⑤ 号外 No. 303	7 月 31 日	玉田智久
⑥ 9 月号 No. 304	8 月 26 日	山内良仁
⑦ 10 月号 No. 305	9 月 25 日	西村頼人
⑧ 11 月号 No. 306	10 月 26 日	大谷晃史
⑨ 12 月号 No. 307	11 月 27 日	林 克明
⑩ 1 月号 No. 308	12 月 25 日	安田真由美
⑪ 2 月号 No. 309	1 月 25 日	國廣 明
⑫ 3 月号 No. 310	2 月 25 日	伊藤 卓
⑬ 4 月号 No. 311	3 月 26 日	文字隆浩

- (2) 各種発行誌の電子化の実施について

毎月 WEB 版を継続して発信した。

- (3) 「愛知会ホームページ」の管理、運営について

ア 迅速な情報伝達に努め、最新情報をホームページに掲載した。

イ 用品販売等について、一般社団法人調査士愛知協働会のホームページとの連携を行った。

ウ 令和 3 年度に新しいホームページを公開するために、各部からも意見を集約して、11 月 20 日（金）、11 月 30 日（月）、12 月 10 日（木）、12 月 25 日（金）、1 月 21 日（木）にホームページ関係者と掲載内容を精査し、詳細な打合せを重ね、ホームページリニューアルを行った。

(4) 広報委員会の運営について

会務通信に掲載される各記事の校正及び執筆を行った。また、各支部の先輩会員に取材を行い、連載記事「歩み」を掲載した。

2 外部向け情報伝達(制度広報)

(1) 「きょうかい君・あいちゃん」を活用した制度広報について

ゆるキャラグランプリ 2020 にエントリーし、「きょうかい君・あいちゃん」はご当地部門で 395 体中 125 位、得票数は 1,186 票であった。

(2) 無料表示登記相談会等の開催に協力することを通しての制度広報について

法務局や各支部で開催された無料表示登記相談会の支援を行った。

(3) 各種専門学校や企画部等と連携した制度広報について

ア 今年度は、東海工業専門学校において講演を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。

(4) 土地家屋調査士を広報するためのグッズ作成について

ア きょうかい君をモチーフとした、エコバッグを作成し無料相談会などに利用した。

イ 土地家屋調査士制度制定 70 周年を記念してオリジナルロゴの作成をした。愛知会ホームページ内に「70 周年記念ロゴ」4 種類を設定し、会員が利用できるようにした。

(5) 名刺広告等、対外的に土地家屋調査士をアピールする活動について

ア 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会の会員向けに「こんな時は土地家屋調査士にお任せください」というパンフレットを昨年に引き続き配布した。

イ 令和 2 年 9 月 25 日（金）、中日新聞朝刊において「全国一斉表示登記無料相談会」の告知と制度広報を兼ねて掲載した。

ウ 令和 2 年 12 月 7 日（月）、建通新聞において「所有者不明土地と防災」をテーマに、国土交通省中部地方整備局 望月雅彦用地部長との対談内容を掲載した。

(6) 広報紙「地図読み人」の発刊について

第 21 回あいち境界シンポジウム「地籍調査の可能性」の講演録をまとめ「地図読み人」を作成した。令和 3 年度に発刊する。

(7) 70 周年記念誌の発刊について

令和 3 年 3 月 26 日、歴代役員名簿、過去のシンポジウム等を集約した 70 周年記念誌「土地家屋調査士制度制定 70 周年記念誌」を発刊し会員及び関係各所に発送した。

3 寄附講座運営委員会

- (1) 名城大学での寄附講座の実施
新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。
- (2) 中部ブロック事業として寄附講座への協力について
新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。令和 2 年度の予定された講義内容、講師は別記する。
- (3) 他大学等での新規開講や出前講座について
新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となったため、活動は行わなかった。
- (4) 令和 4 年度以降の講師の養成について
講師候補者の質的、数的な確保をするため全会員に対して講師募集を行った。

別記 令和 2 年度予定講義

日付	講義内容	講師
① 4 月 22 日	ガイダンス／表示の登記	牧田 篤
② 4 月 29 日	登記制度と不動産登記法	牧田 篤
③ 5 月 6 日	建物に関する表示の登記（普通建物）	所 圭一
④ 5 月 13 日	建物に関する表示の登記（区分建物）	伊藤紘一郎
⑤ 5 月 20 日	測量に関する理論と実務Ⅰ	石川直哉
⑥ 5 月 27 日	測量に関する理論と実務Ⅱ	小関直人
⑦ 6 月 3 日	土地に関する表示の登記Ⅰ	森 尊史 (石川会)
⑧ 6 月 10 日	土地に関する表示の登記Ⅱ	石黒英二 (石川会)
⑨ 6 月 17 日	土地家屋調査士と相続Ⅰ	片岡忠雄
⑩ 6 月 24 日	土地家屋調査士と相続Ⅱ	青山真由
⑪ 7 月 1 日	表示に関する登記実務の流れ（他法令との関連）	安田真由美
⑫ 7 月 8 日	土地の境界立会に関する実務	山本知史
⑬ 7 月 15 日	デスクワークとフィールドワーク	花田淳司
⑭ 7 月 22 日	ドローン、3D レーザースキャナを使用した最新測量	藤田昌宏
⑮ 7 月 29 日	登記制度の遍歴	鈴木謙一

4 学生層への資格制度広報

- (1) 「寄附講座運営委員会」への支援

新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となったが、WEB 講義に対応するために委員会を開催した。

- (2) 「インターンシップ」の実施

例年、会員事務所でインターンシップとして数名の学生を受け入れ、実習を行ってきたが、今年度はエントリーを行ったが新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。

5 名古屋自由業団体連絡協議会

- (1) 自由業フレッシュマンフォーラム 10' について

新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。

- (2) 中堅フォーラム 10' について

新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。

- (3) 「大学生のための資格業ガイダンス」への参加について

新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。

- (4) 生活お困りごと無料相談会

新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となったが、ナディアパークデザインホールの会場にはパンフレットを設置した。当日の来訪者は 18 名であった。

6 その他

令和 3 年 3 月 28 日（日）に中部ブロック事業として、東京法経学院名古屋校と共同開催の「調査士ガイダンス」を開催した。

70 周年記念ロゴ



エコバッグ



建通新聞中部 2020 年 12 月 7 日掲載

資料センター運営委員会

令和 2 年度事業計画

- 1 基本事業の遂行
- 2 資料センターの利用拡大
- 3 開示情報・方法の更新整備
- 4 あいち地籍に関する活動

令和 2 年度事業経過報告

1 基本事業の遂行

資料センター運営委員会規則第 6 条に基づく資料の収集、保管、登録、開示活動を行った。(表 1～表 3)

2 資料センターの利用拡大

- (1) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発した。
- (2) 会員からの提供資料について保管方法を見直した。開示については問題が多いため実現しなかった。
- (3) 地域事情に合わせ収集し開示している名古屋市内の官民境界確認に関する測量履歴の目録について、平成 21 年から 24 年度、平成 30 年度及び令和元年度を収集した。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対策として、WEB 資料センターの利用を促し、利用者の拡大につなげた。

3 開示情報・方法の更新整備

- (1) 換地図等の提供資料を資料センター運営委員において WEB 資料センターに登録するまでの準備作業を行い、ホームページ上の換地図等一覧表を更新した。
- (2) ホームページ上の名古屋市内測量履歴簿の更新をした。
- (3) WEB 資料センターで公開するファイル形式に PDF 形式を追加するシステム改修を行った。

4 あいち地籍に関する活動

- (1) 中部ブロック協議会の事業として実施されている中部地籍研究会において、情報交換及び活動内容を報告した。

(表1)

令和2年度換地図等の受付状況

No.	所 在	事業名称
1	一宮市萩原町	萩原土地改良区 朝宮地区
2	豊田市大平町万作	農地等災害復旧事業（ほ場整備）万作地区
3	豊田市大平町市ノ瀬	農地等災害復旧事業（ほ場整備）新田地区
4	豊田市大平町那木ノ前、中根、下栗、竹ノ貝 津、両工、宮ノ前、沢ノ尻	山村特開 大平地区
5	豊田市寺平町入ノ洞（字入之洞）、坂ノ下、吉 田、小皿田、神田、惣坂	地域農政整備事業（寺平）道慈地区二工区
6	豊田市大洞町西洞、川下、下畑田、畑田、北ノ 前、寺沢、堂ノ前、川流、大麦田、梅ノ木下	農地等災害復旧事業 山村振興営農環境整備 事業 大洞地区
7	豊田市大洞町農返(字農返り)、曾我、寺沢、 大洞、梅ヶ洞、堂ノ前	地域農政整備事業（大洞）道慈地区一工区
8	豊田市三ツ久保町向田、乙ヶ林町入家、堀切、 下漆窪、御子城、新良志、宮ノ入、信田、細 洞、下立、都々良	山村地域農林漁業特別対策事業 乙ヶ林地区
9	豊田市千洗町貝ヶ洞、仲田、窪田、西前、泉	山村地域農林漁業特別対策事業 千洗地区
10	豊田市喜佐平町菅ノ堂（字菅之堂）、丸山、間 ヶ入、堂ノ前（字堂之前）、松下	農地等災害復旧事業 集落整備関連ほ場整備 事業 喜佐平地区
11	豊田市北篠平町七々山、洞田、道南、浅畑、蛭 藻池	農地等災害復旧事業 山村振興営農環境整備 事業 大平口地区
12	豊田市寺平町吉原、北篠平町向、山神下、下井 桁、下落	農地等災害復旧事業（ほ場整備）寺平口地区
13	豊田市大坂町向田、山ノ田、道元、北篠平町大 麦田、宮ノ前（字宮之前）、広見、前田、中須 田、隠ヶ洞	構造改善 篠平地区
14	豊田市小原田代町広畑、洞、伝具、広畑、ライ ノリ、坂向、下宮ヶ入、中宮ヶ入、上宮ヶ入、 長洞、池ノ洞、川手、池ノ洞、西ヶ沢、ナキノ ト、大保田、上椿、下椿、下川達（字川達）	構造改善 田代地区
15	豊田市上仁木町穴田（字冗田）、白山、車屋、 下仁木町川畔、上仁木町薮本、萩ノ口、日面、 日面畑	構造改善 上仁木地区
16	豊田市宮代町大沼、檜、岩倉、三反田、向イ、 大畑、山田	第三期山村地域農林漁業対策事業 宮代地区
17	豊田市鍛冶屋敷町戸石、赤羽根、西ヶ入、西ノ 洞、宮下、小原坂	集落農業構造改善事業 鍛冶屋敷上地区

(表1)

令和2年度換地図等の受付状況

No.	所 在	事業名称
18	豊田市李町樋ケ口、上平、下平	農地等災害復旧事業 山村振興営農環境整備事業 李1地区
19	豊田市李町七升蒔、落子、川下町杼ケ久保	農地等災害復旧事業 山村振興営農環境整備事業 李2地区
20	豊田市西細田町長洞、下貝戸、南神田、東神田、足助道、神明前、入洞、北紺屋洞、惣作、家ノ洞、釜洞、岨下、大箕、越多和、割手、母生父、市場町両毛、越中、深見、御屋敷、折坂、市場前、全小路、藪下、向田（字向イ田）、半ノ田、梅ケ元、日面町二ツ田、道場、槇ノ根	団体営ほ場整備事業 城東地区
21	豊田市川下町弓折、川田、石畑、空畑、川違、井戸入、葭磨	山村地域農林漁業特別対策事業 川下地区
22	豊田市平畑町西田、東田、下里	集落整備関連ほ場整備事業 平畑地区
23	豊田市東郷町塚ノ下（字塚下）、向ケ入（字向イ入）、大辻、樋口	農地等災害復旧事業（ほ場整備）小地区
24	豊田市東郷町樋口、仲平上	農地等災害復旧事業（ほ場整備）東市野々1地区
25	豊田市東郷町仲平下（字仲平下モ）、野田ケ平	農地等災害復旧事業（ほ場整備）東市野々2地区
26	豊田市鍛冶屋敷町西ノ洞、下田（字下モ田）	農地等災害復旧事業（ほ場整備）鍛冶屋敷地区
27	豊田市沢田町千人塚、座内、梅ノ木（字梅之木）、四方田、小原道、外ケ洞、投前、森下、東洞、松ケ沢、市道、大野洞、上田、合ケ洞、平貝津、入洞、西萩平町才目	第三期山村地域農林漁業対策事業 沢田地区
28	豊田市川下町大平、李町大皿田、大下	農地等災害復旧事業 山村振興営農環境整備事業 李3地区
29	豊田市遊屋町桃ケ久保（字モモケ久保）、上田、観音洞、トウ門、まきの下、長洞、仲大地、下大地、下仁木町貝ケ洞、通り洞、大地、大門、下仁木町鍋田、奥洞、大福寺、神明海戸、仲裕、川畔、戸沢（字戸澤）、月ノ木、城ノ腰、上仁木町阿原	団体営ほ場整備事業 小原中部（下仁木）地区
30	豊田市永太郎町筑紫田、宮前、蔵満、嚙添、枇杷首、泊り、羽根、親貝渡、松名町中沼	団体営ほ場整備事業（永太郎）地区
31	豊田市大倉町楮畑、水口、下栗前、申堂ノ下、皿田前、家ノ前、北大野町前田	団体営ほ場整備事業（大倉）地区
32	豊田市三ツ久保町明星、川長、向田、市ノ迫	第三期山村地域農林漁業対策事業 三ツ久保地区

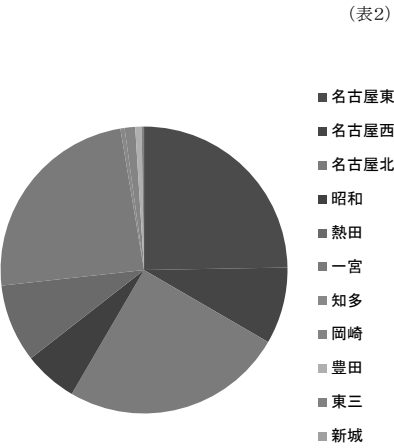
(表1)

令和2年度換地図等の受付状況

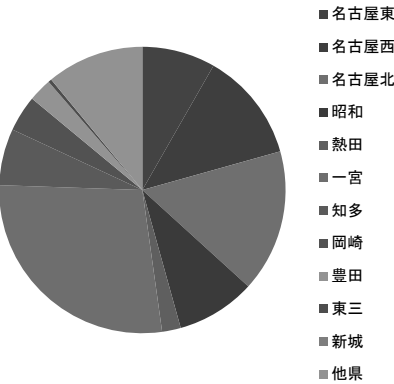
No.	所 在	事業名称
33	豊田市雑敷町行新、法代、前洞町大沼、松下 (字檜下)、小川	土地改良総合整備事業 旭地区
34	豊田市小原町(大字大草)コイダワ	非補助土地改良(区画整理)事業 コイダワ 地区
35	豊田市小原町(大字大草)川原、森下、尾崎、 井ノ下	非補助土地改良(区画整理)事業 平岩地区
36	豊田市市場町三造洞、伊豆ヶ平、長田、宿堰、 坂尻、大西	非補助土地改良(区画整理)事業 伊豆ヶ平 地区
37	愛西市鶴多須町松原、中道、二本松、二子町小 判山、上丸島、丸島	県営ほ場整備事業 八開Ⅱ期地区第2工区
38	愛西市二子町定納、新田、丸島	県営ほ場整備事業 八開Ⅱ期地区第3-1工区

令和02年度支部別資料センター利用状況

WEBダウンロード・印刷	単位:円												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部計
名古屋東	51,000	35,000	72,000	58,000	47,000	50,000	47,000	55,000	60,000	59,000	47,000	45,000	626,000
名古屋西	22,000	12,000	21,000	12,000	13,000	13,000	19,000	14,000	24,000	18,000	17,000	34,000	219,000
名古屋北	53,000	35,000	44,000	37,000	46,000	62,000	49,000	46,000	60,000	64,000	68,000	70,000	634,000
昭和	14,000	11,000	8,000	13,000	11,000	9,000	12,000	13,000	17,000	17,000	12,000	16,000	153,000
熱田	15,000	22,000	18,000	11,000	19,000	29,000	18,000	14,000	17,000	15,000	20,000	25,000	223,000
一宮	61,000	39,000	41,000	43,000	55,000	43,000	62,000	60,000	49,000	40,000	56,000	61,000	610,000
知多	4,000	2,000	0	0	1,000	0	0	2,000	0	0	0	3,000	12,000
岡崎	0	0	0	5,000	0	4,000	6,000	1,000	7,000	1,000	1,000	5,000	30,000
豊田	0	0	1,000	3,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	3,000	2,000	3,000	18,000
東三	2,000	0	1,000	0	1,000	0	0	0	3,000	0	0	0	7,000
新城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	222,000	156,000	206,000	182,000	194,000	211,000	215,000	206,000	238,000	217,000	223,000	262,000	2,532,000



窓口交付	単位:円												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部計
名古屋東	0	2,500	0	11,600	7,500	0	0	7,600	5,300	5,800	15,600	2,500	58,400
名古屋西	8,700	0	9,200	8,500	7,500	9,700	6,700	4,400	8,200	9,200	4,000	11,200	87,300
名古屋北	8,500	10,300	7,800	7,300	11,000	6,000	8,900	15,500	13,000	3,000	8,400	13,900	113,600
昭和	5,500	0	0	4,500	7,500	8,500	4,500	1,500	6,900	12,100	6,000	6,000	63,000
熱田	2,500	1,500	2,400	6,000	0	0	0	2,500	0	0	0	0	14,900
一宮	21,900	9,900	37,600	14,200	9,700	21,700	20,300	13,000	18,100	16,900	6,100	6,400	195,800
知多	11,700	0	0	0	4,300	7,700	1,000	4,900	3,800	1,200	5,000	5,500	45,100
岡崎	0	0	7,200	1,400	0	10,700	0	0	2,500	1,400	0	5,600	28,800
豊田	6,000	2,500	2,400	600	0	0	0	0	0	0	2,800	4,200	18,500
東三	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700	0	0	0	2,700
新城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	6,500	8,500	0	6,500	2,500	7,700	13,600	6,800	7,000	1,500	8,000	8,900	77,500
計	71,300	35,200	66,600	60,600	50,000	72,000	55,000	56,200	67,500	51,100	55,900	64,200	705,600



※パスワード発行手数料、基準点成果コピー代、測量履歴照会手数料は除く。

資料センター手数料推移

単位：円

(表3)

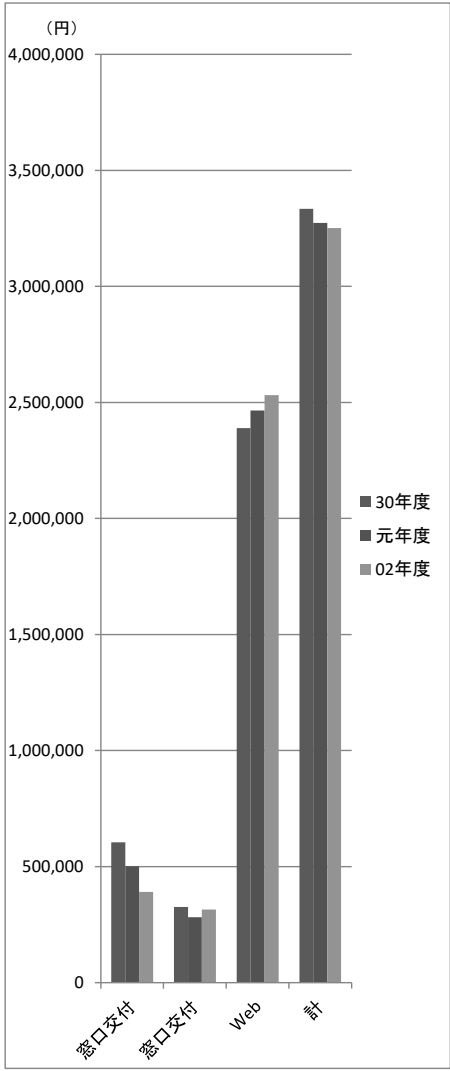
平成30年度														
月	摘要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
窓口交付	現金	66,200	50,000	54,500	42,900	45,700	61,900	65,500	55,000	38,900	35,600	33,900	54,000	604,100
窓口交付	売掛	34,400	13,500	17,500	37,700	31,500	30,500	33,200	17,500	34,300	24,600	15,700	35,300	325,700
Web	売掛	184,000	206,000	170,000	199,000	165,000	184,000	217,000	215,000	206,000	220,000	214,000	209,000	2,389,000
password	現金	1,500	1,000	1,000	1,000	500	500	0	1,000	1,000	0	500	1,500	9,500
password	売掛	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000
基準点コピー代	現金	250	140	260	400	480	480	1,140	490	380	500	400	210	5,130
計	計	286,350	270,640	243,260	281,000	243,180	277,380	316,840	288,990	281,580	280,700	264,500	300,010	3,334,430
累計	累計	286,350	556,990	800,250	1,081,250	1,324,430	1,601,810	1,918,650	2,207,640	2,489,220	2,769,920	3,034,420	3,334,430	

単位：円

令和元年度														
月	摘要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
窓口交付	現金	48,500	67,700	33,100	42,900	56,000	35,100	30,700	43,700	25,300	54,400	23,800	39,600	500,800
窓口交付	売掛	36,500	24,800	18,200	17,000	22,100	27,200	24,000	34,700	13,500	21,200	35,700	6,500	281,400
Web	売掛	181,000	216,000	233,000	258,000	198,000	183,000	233,000	161,000	205,000	178,000	191,000	229,000	2,466,000
password	現金	1,500	1,500	500	1,500	500	1,000	500	1,000	500	0	0	500	9,000
password	売掛	0	0	500	0	0	500	0	500	500	500	0	0	2,500
基準点コピー代	現金	1,500	520	100	470	300	740	570	330	250	3,830	4,360	280	13,250
計	計	269,000	310,520	285,400	319,870	276,900	247,540	288,770	241,230	245,050	257,930	254,860	275,880	3,272,950
累計	累計	269,000	579,520	864,920	1,184,790	1,461,690	1,709,230	1,998,000	2,239,230	2,484,280	2,742,210	2,997,070	3,272,950	

単位：円

令和2年度														
月	摘要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
窓口交付	現金	36,700	6,800	45,400	26,900	25,500	34,300	29,300	42,800	37,700	37,200	22,900	45,400	390,900
窓口交付	売掛	34,600	28,400	21,200	33,700	24,500	37,700	25,700	13,400	29,800	13,900	33,000	18,800	314,700
Web	売掛	222,000	156,000	206,000	182,000	194,000	211,000	215,000	206,000	238,000	217,000	223,000	262,000	2,532,000
password	現金	0	0	1,500	0	0	0	500	500	1,000	0	1,000	500	5,000
password	売掛	500	1,500	500	3,000	1,000	0	500	0	0	0	0	0	7,000
基準点コピー代	現金	100	0	180	230	110	50	410	350	400	80	390	160	2,460
計	計	293,900	192,700	274,780	245,830	245,110	283,050	271,410	263,050	306,900	268,180	280,290	326,860	3,252,060
累計	累計	293,900	486,600	761,380	1,007,210	1,252,320	1,535,370	1,806,780	2,069,830	2,376,730	2,644,910	2,925,200	3,252,060	



あいち境界問題相談センター運営委員会

令和2年度事業計画

- 1 制度広報の充実
- 2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携
- 3 担当者及び認定土地家屋調査士等の研修
- 4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討
- 5 センターの利用促進

令和2年度事業経過報告

1 制度広報の充実

- (1) 会務通信センターニュースで、委員会の活動報告、アンケート調査による検証、弁護士調停人による和解事例を解説してもらうなど、活用に向けて制度広報した。
- (2) 無料減額キャンペーンを継続し、制度広報に努めた。

2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携

- (1) 令和2年9月10日（木）岐阜県土地家屋調査士会の研修プログラムに委員長
の解説及び運営委員等で構成した愛知会模擬調停の配信用ビデオを提供した。
- (2) 令和2年10月19日（月）愛知県弁護士会と意見交換会を行った。
- (3) 令和2年11月20日（金）一般財団法人日本ADR協会(JADRA)主催のシンポジ
ウム「ビジネスとしてのADRの可能性」のオンライン開催に運営委員がZoom
参加をした。

3 担当者及び認定調査士等の研修

ADR運営担保研修を、あいち境界問題相談センターの弁護士調停人、土地家屋
調査士調停人、調査員、業務サポート相談員、認定調査士、一般会員を対象に
「土地家屋調査士の業務と境界紛争及びその解決」と題し、令和3年2月25日
にWEB方式で実施して、その後も動画配信を継続した。

4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

調停人の増員及び無料減額キャンペーン終了に伴い、規則、規程、運営内容等
を整備した。

5 センターの利用促進

- (1) ADR申立費用、期日費用、和解成立費用の無料減額キャンペーンが、令和2年
12月31日をもって終了したことに伴い、費用規程を見直した。令和3年1月
27日から施行した新たな申立費用を周知させるため新しくチラシを作成し、
会員に配布した。
- (2) 申立てに繋がるよう、業務サポートセンターと連携を図った。
- (3) 申立手続事前相談に運営委員が応じ、業務の円滑化に繋げた。

法務大臣認証ADR

境界問題でお困りの方へ

あいち境界問題相談センター

裁判によらない解決方法

土地境界の
スペシャリスト



土地家屋調査士



弁護士

法律の
スペシャリスト

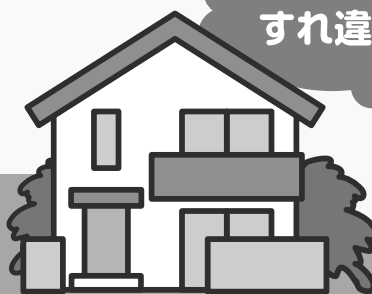
新料金

あなたをサポートします！

ちょっと
した



心の
すれ違い



調停は、弁護士1名、調査士2名の3名で行います。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

お問い合わせ先

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会内
あいち境界問題相談センター

TEL:052(586)1200

<https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

フェイスブックも
あります！



Q 裁判所の解決との違いは？

A 裁判制度は、裁判官が厳格なルールにのっとり行いますが、反面、手間や時間がかかるなどの問題があります。他方、民間型ADRは、ルールや解決案は当事者同士が、第三者の助けを借りながら決めるもので、柔軟・安価で時間も短くて済みます。

なお、当センターでの受付から合意までの期間は、おおむね6か月です。費用については、後段の概算料金表をご確認ください。

また、合意内容については、和解契約書を作成しております。この契約書には法的強制力はありませんが、自主的話し合いで得られた合意は通常履行されており、登記や地図に反映させることもできます。

Q 新料金では費用がどのくらいですか？

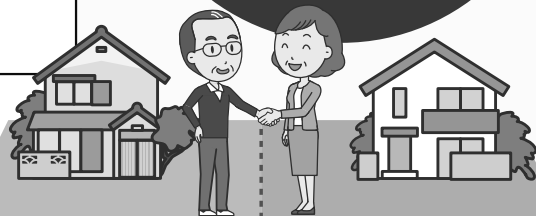
A 下記の表をご参照ください。
当センターは、全国の同一センターとは異なる新料金体系となっており、一層ご利用しやすくなっております。

料金表(概算)	
科 目	金 額 (別途消費税が掛かります)
申立費用	3,000円
期日費用	応諾後初回期日費用 7,000円 申立側のみ 相手方期日費用一切なし
成立費用	100,000円

※事案により、別途料金が必要となる場合があります

ご好評いただきました
キャンペーンは
令和2年12月末を持ちまして
終了いたしました。

ご利用いただきまして
誠にありがとうございました。



あいち境界問題相談センターの流れ

